

制度を利用できる方（創業支援資金を除く）

次の要件を満たしている方が利用できます。ただし、制度により、追加の要件があります。

1. 世田谷区内で事業を営む中小企業者（※1）

法人	世田谷区内に本店登記所在地があり、同一事業を1年以上営んでいること。
個人	世田谷区内に住所または主たる事業所（全収入のうち過半が生じる店舗・事務所等）があり、同一事業を1年以上営んでいること。

● 特定非営利活動法人（NPO法人）について

特定非営利活動法人（NPO法人）も融資あっせん制度が利用できます。なお、小口零細資金・創業支援資金など、対象とならない制度もあります。

2. 申告・納付すべき税を滞納していないこと（7～8頁参照）

法人	法人都民税及び法人事業税を滞納していないこと
個人	住民税及び個人事業税を滞納していないこと

3. 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

保証対象外の業種・業態
農林・漁業、風俗営業を行う事業（提供するサービスの内容による）、金融業、学校法人、非営利団体（NPOを除く）、LLP（有限責任事業組合）等、その他協会が支援するのは難しいと判断した業態

4. 許認可等を必要とする業種においては、その許認可等を受けていること、または受けること

5. 融資あっせんを受ける資金の用途が適正であり、かつ、資金及び資金に係る利子につき十分な返済能力を有すること

（※1）業種別あっせん利用が可能な中小企業者

業種 (原則として日本標準産業分類の業種による)	会社・個人事業者等 (資本金・従業員数のいずれか一方)		NPO法人 (従業員数のみ)
	資本金	従業員数	従業員数
製造業等（建設業・運送業・不動産業を含む）	3億円以下	300人以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下	300人以下

● 従業員数について

常時使用する従業員の人数です。家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇であっても、事業上不可欠な人員は従業員に含みます。